

センターの人員体制について（案）

1. 設置時期 平成27年度内
2. 設置場所 新潟市医師会内
3. 人員体制

(1) 資格（職種）（※）および人数，就業形態

看護師 1名（常勤）／MSW 1名（非常勤）／事務職 1名（常勤）

※資格（職種）について

医療知識を有し，かつ介護支援専門員の資格を有するなど介護に関する知識も有し，実務経験を持つ看護師，医療ソーシャルワーカーが望ましいが，当該要件を満たす人材の確保が困難な場合，これに相当する知識を有すると認められる者の配置を行う。

(2) 配置人員の所掌事務・期待する役割（基幹型）

- ・介護支援専門員の資格を有する看護師

在宅医療・介護連携において主に医療に関すること，訪問看護師の人材育成に関すること

- ・医療ソーシャルワーカー

在宅医療・介護連携にあたり関係者，関係機関のコーディネートに関すること

- ・事務職

研修会，会議体などの資料作成に関すること，ホームページ作成に関すること

(3) 配置する職種の妥当性について

- ・介護支援専門員の資格を有する看護師，医療ソーシャルワーカー

医療・介護連携の推進においては，医療側，介護側それぞれに，また，お互いに働きかけることが必要であり，医療・介護制度や関係機関に係る知識を有しており，連携を積極的に実践する能力を備える者として，当該職種が適当である。なお，市内での勤務経験も考慮が必要である。

(4) 管理者（センター長）

市医師会内において管理者（センター長）を決める。

(5) その他

別途，地域医療介護総合確保基金による「在宅医療推進センター」との経理区分を市医師会と協議したい。